

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律123号。以下「法」という。)第77条第3項の規定に基づき、在宅の身体障害者・児に対し、訪問により居宅において実施する入浴サービス(以下「訪問入浴サービス」という。)を提供することにより、身体障害者・児の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 以下の要件を全て備えている者

- ア 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記載され、現に八王子市に居住している者
- イ 身体障害者手帳(下肢、体幹又は上肢)1級又は2級の者
- ウ 常時臥床又はこれに準ずる状態の者
- エ 医師が入浴可能と認めた者
- オ 家族等の介護による入浴及びシャワー浴が困難な者
- カ 訪問入浴サービスの提供にあたり、家族等の立会い及び必要な支援が得られる者

(2) 市長が特に必要と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、訪問入浴サービスの対象から除外する。

(1) 施設等に入所又は病院に入院している者

(2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者。ただし、前項第2号に該当する者を除く。

3 障害者等が乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、上肢機能障害においては第1項第1号イの上肢、移動機能障害においては第1項第1号イの下肢又は体幹に準じて取り扱うものとする。

(委託)

第3条 市長は、訪問入浴サービスの提供について、当該サービスに関して相当な経験、知識を有し、業務内容等に精通した業者(以下「受託者」という。)に委託することができる。

(訪問入浴サービスの内容)

第4条 訪問入浴サービスの内容は、対象者の居宅を訪問し、浴槽等を搬入して入浴を介護するとともに、原則として次の各号に掲げる全てのサービスを提供するものとする。

- (1) 洗体、洗髪及び洗顔
- (2) 入浴、清拭又は部分浴に関する助言指導
- (3) 衣類の着脱の介助
- (4) 血圧・体温の測定
- (5) その他必要な処置

2 訪問入浴サービスの内容は前項の規定を原則とするが、対象者の居宅に浴槽の搬入が困難な場合において、前項の規定中「浴槽等を搬入して入浴を」とあるのは「対象者の居宅に備え付けられている浴槽等を使用して入浴又はシャワー浴を」と、読み替えることができるものとする。

- 3 第1項及び前項の規定にかかわらず、受託者は、入浴又はシャワー浴の実施が困難であると判断した場合において対象者が希望するときは、清拭又は部分浴(洗髪、陰部又は足部等の洗浄等)の介護に第1項第2号から第5号までに掲げる全てのサービスを付帯し、提供することができるものとする。
- 4 第1項から第3項までの訪問入浴サービスの提供は、看護職員1名以上、介護職員2名以上の計3名以上で実施するものとする。なお、看護職員は、看護師又は准看護師のいずれかの者とする。

(申請)

- 第5条 訪問入浴サービスを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、「訪問入浴サービス申請書」(第1号様式)に、「訪問入浴に係る意見書」(第2号様式。以下「意見書」という。)を添えて、市に提出するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、訪問入浴サービスを更新しようとする者は、意見書の添付は不要とする。

(決定)

- 第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、必要な事項を調査の上、訪問入浴サービスの可否を決定する。
- 2 市長は、前項の規定に基づき、訪問入浴サービスを提供することを決定したときは、「訪問入浴サービス決定通知書」(第3号様式)を当該申請者に、「訪問入浴サービス業務委託通知書」(第4号様式。以下「委託通知書」という。)を受託者に、それぞれ交付するものとする。
 - 3 市長は、前項の決定について、原則1人につき1か月に4回を上限に、決定日が属する会計年度の末日まで認めることができるものとする。
 - 4 市長は、訪問入浴サービスの決定を受けた者(以下「利用者」という。)の決定に関する事項及び申請に係る書類の内容等について、受託者に情報を提供することができるものとし、市長は受託者に初回の委託通知書を送付するとき、意見書(写)を添付するものとする。
 - 5 受託者は、前項の規定により得た情報に基づき、初回の訪問入浴サービスの実施前に利用者宅を訪問し、必要な調査をするとともに、訪問入浴サービスの提供方法について十分に丁寧な説明を行うものとする。
 - 6 市長は、第1項の規定に基づき、訪問入浴サービスの提供を却下することを決定したときは、「訪問入浴サービス却下決定通知書」(第5号様式)を当該申請者に交付するものとする。

(変更・辞退の届出等)

- 第7条 利用者又はその家族等は、次に掲げる事項に該当した場合は、「訪問入浴サービス(変更・廃止)届」(第6号様式)により、速やかに市長に届け出なければならない。
- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護の開始又は廃止の決定を受けたとき。
 - (2) 住所等を変更したとき。
 - (3) 第2条第1項に掲げる要件を欠くに至ったとき。
 - (4) 第2条第2項に掲げる要件に該当するに至ったとき。
 - (5) 死亡等により訪問入浴サービスを利用する必要がなくなったとき。
- 2 市長は、第1項第1号の届出により、別表に規定する区分に変更の必要があると判断したときは、変更の認定を行った日の属する月の翌月の初日から新たな区分に変更するとともに、「訪問入浴サービス変更承認通知書」(第7号様式)を利用者に、「訪問入浴サービス業務委託変更通知書」(第8号様式。以下「委託変更通知書」という。)を受託者に、それぞれ交付す

るものとする。

- 3 市長は、第1項第2号の届出を受理した場合は、委託変更通知書を受託者に交付するものとする。
- 4 第3号から第5号までの届出を受理した場合の手続きは、次条に定める。

(利用の中止又は取消し)

第8条 市長は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、訪問入浴サービスの提供を中止し、又は取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する対象者要件を欠くに至ったとき。
 - (2) 疾病等により訪問入浴サービスを行うことが不可能であると認められるとき。
 - (3) その他市長が訪問入浴サービスを利用することについて適当でないと認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により訪問入浴サービスの提供を取り消したときは、「訪問入浴サービス決定取消通知書」(第9号様式)を利用者に、「訪問入浴サービス業務委託取下通知書」(第10号様式)を受託者に、それぞれ交付するものとする。

(利用者負担)

第9条 利用者(利用者が児童の場合は、その保護者)は、訪問入浴サービスの提供に係る光熱水費及び別表に規定する区分に応じて訪問入浴サービスの提供に係る費用の一部として負担すべき額(以下「利用者負担額」という。)を負担しなければならない。

- 2 利用者は、訪問入浴サービスの提供を受ける際に、受託者に直接利用者負担額を支払うものとする。
- 3 前項の支払いを受けた受託者は、利用者に領収書を交付するものとする。

(実施報告)

第10条 受託者は、訪問入浴サービスの提供実績を月ごとに取りまとめ、訪問入浴サービス事業実施報告書(様式第11号)に次に掲げる書類を添付して、訪問入浴を提供した月の翌月末までに市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し(前条第3項に該当する場合に限る。)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(支払い)

第11条 市長は、受託者に、市が決定した1回当たりの単価から第9条に基づく利用者負担額を差し引いた金額を月ごとに取りまとめて支払うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 別表の規定において「市が決定した1回当たりの単価の1割」を、令和3年度については「市が決定した1回当たりの単価の6分」、また、令和4年度については「市が決定した1回当たりの単価の8分」とする。
- 3 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の八王子市重度障害者巡回入浴車派遣事業運営要綱の規定により派遣決定を受けている者で、第2条の対象者の要件に該当する者は、第5条第2項の「訪問入浴サービスを更新しようとする者」とみなすものとする。

別表

区分		訪問入浴サービス1回あたりの利用者負担額
ア	イ以外の者	市が決定した1回あたりの単価の1割
イ	生活保護法の規定による保護を受けている者	0円